

東京電力(株)東通原子力発電所1・2号機環境影響評価準備書 について

平成15年4月25日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

標記の件について、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、青森県知事意見、住民意見及び事業者の見解、環境大臣意見を勘案するとともに、原子力安全・保安院長が委嘱した環境審査顧問の意見を聴き審査を終了し、環境保全の見地から、東京電力(株)に対し別添の6項目について更に検討し、環境影響評価書を取りまとめるよう求めました。今後、事業者は、環境影響評価書を作成し、当省あて届け出ることとなります。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：青森県下北郡東通村大字小田野沢
- ・出 力：138.5万キロワット×2基
- ・型 式：改良沸騰水型原子炉（ABWR）

2. これまでの主な手続き等（環境アセスメント関係）

平成12年	8月21日	環境影響評価方法書届出
平成13年	2月15日	方法書に係る審査終了、要検討事項を勧告
平成14年	8月 8日	環境影響評価準備書届出
平成15年	4月25日	準備書に係る審査終了、要検討事項を勧告

3. 今後の手続

環境影響評価書が届出された後、30日以内に審査を終え、評価書を確定する。

問合せ先：原子力安全・保安院 電力安全課 鈴木正幸、伊藤
電話03 - 3501 - 1742（直通）
03 - 3501 - 1511（代表）
4921（内線）

東京電力(株)東通原子力発電所 1・2号機に係る
環境影響評価書の作成に当たっての更なる検討事項
(要旨)

1. 発電所施設に係る、配置及び仮設ヤード等の跡地利用についての検討。
2. 仮設ヤード及び土捨場に係る、位置、構造及び工法についての検討。
3. 浚渫時に発生する余水による海域への影響についての検討。
4. ビオトープネットワーク^(*1)に係る事後調査計画の公表及び整備の進展に応じた整備内容の再検討。
5. 隣接の東北電力(株)東通原子力発電所も含めた景観の予測・評価の実施。
6. 工事中において新たに希少動植物が確認された場合、及び環境におよぼす新たな事実が判明した場合の適切な環境保全措置の実施。

(* 1) ビオトープネットワーク：土地改変や植生遷移の影響を低減するため、小型昆虫類を対象とし、残存する生息地と新たに創造する生息地間とを結ぶ経路（ビオトープコリドー）を整備し、生息地の連携を図るもの。

東京電力㈱東通原子力発電所1・2号機に係る
環境影響評価書の作成に当たっての更なる検討事項
(全文)

1. 発電所主要建屋、開閉所、事務建屋等の施設については、希少動植物の生息地となっている湿原を改変して設置される計画となっていることから、当該湿原の改変面積を最小限にする等、湿原への影響を可能な限り低減するため、それら施設の配置について、より幅広い検討を行うとともに、仮設ヤード、仮設沈澱池等の跡地を利用することについて検討すること。これらの検討結果については、評価書に記載すること。
2. 仮設ヤード及び土捨場については、その相当部分が湿原を改変し、又は湿原に流入する地下水に対して影響を与えると考えられる位置に設置される計画となっていることから、改変される湿原の面積及び地下水への影響を通じて影響を受ける湿原の面積の削減等、湿原への影響を可能な限り低減するため、その位置や構造、工法について検討すること。以上の検討の結果、新たに湿原に影響を与えない位置に仮設ヤード等を選定する場合においても、工事工程の検討により、湿原への影響を可能な限り低減するための検討を行うとともに、埋め戻しや植生の回復等により、できる限り現状に回復するよう努めること。これらの検討結果については、評価書に記載すること。
3. 浚渫土砂及び浚渫時に発生する余水の処理の方法、余水の放流が海域に与える影響について検討すること。また、その結果を評価書に記載すること。
4. ビオトープネットワーク等の整備に先だって、専門家の指導、助言を得て、事後調査に関する計画を策定し、その計画を公表すること。計画の策定に当たっては、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるよう、調査項目ごとに調査手法を更に詳細に検討すること。
また、整備の実施に当たっては、専門家の指導、助言を得て、その進展に応じ、環境の状況や整備の効果を十分に把握し、湿原の生態系に悪影響を及ぼすおそれがあると見込まれるときには整備内容を再検討するなど、順応的な整備を行うこととし、その結果を公表すること。
以上のことについては評価書に記載すること。

5．東京電力(株)東通原子力発電所 1・2号機は、東北電力(株)東通原子力発電所に隣接して建設されることから、景観に係る予測及び評価にあたっては、当該発電所も対象に含めて実施すること。

6．工事中において新たに希少な動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取し、現地調査を実施した上で、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な環境保全対策を講じること。また、工事中及び供用後において環境に及ぼす新たな事実が判明した場合には、速やかに関係機関に報告するとともに、適宜協議を行い、適切な措置を講じること。特に自然環境への影響が確認された場合は、専門家の指導、助言を得て、必要な対策を講じること。

以上のことについては評価書に記載すること。